

# 紀要

## 第 8 号

### 目 次

#### 序

- 近江へのアプローチ・その2 神崎郡篇 ..... (近江歴史クラブ)  
1. 愛知川左岸域の開発と水利 ..... (佐野 静代)  
2. 後期古墳 ..... (細川 修平)  
3. 丸山1号墳出土土師質陶棺について ..... (中村 智孝)  
4. 古墳時代の鍛冶工房 ..... (大道 和人)  
5. 古代の集落 ..... (畠中 英二)  
6. 建物遺構 ..... (神保 忠宏)  
7. 古代寺院一軒丸瓦の文様から ..... (重岡 卓)  
8. 郷(里) ..... (内田 保之)  
まとめにかえて .....

#### 日本古代国家形成史論に関する諸前提

- ~研究ノートあるいは覚書その1~ ..... (芝池 信幸)  
春日山古墳群分布調査報告 (岩橋隆浩・大崎康文・工藤基志・高橋あかね)  
6世紀代における木棺直葬墳の副葬・供獻について  
~葬送習俗としての「主体部内容器埋納」にみる  
「畿内型横穴式石室」との関係を中心に~ ..... (畠中 英二)  
高島郡における製鉄の問題から~ 6世紀を考えるための序章~ (細川 修平)  
湖南地域の異方位地割と古代の建物方位 ..... (田井中洋介)  
木炭窯の形態からみた古代鉄生産の系譜と展開に関する予察  
~滋賀県瀬田丘陵の事例を中心に~ ..... (大道 和人)  
赤野井湾遺跡出土の鋤 ..... (阿刀 弘史)

1995. 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

## 近江へのアプローチ・その2 神崎郡篇

細川修平・内田保之・畠中英二・大道和人  
神保忠宏・重岡卓・中村智孝・佐野静代

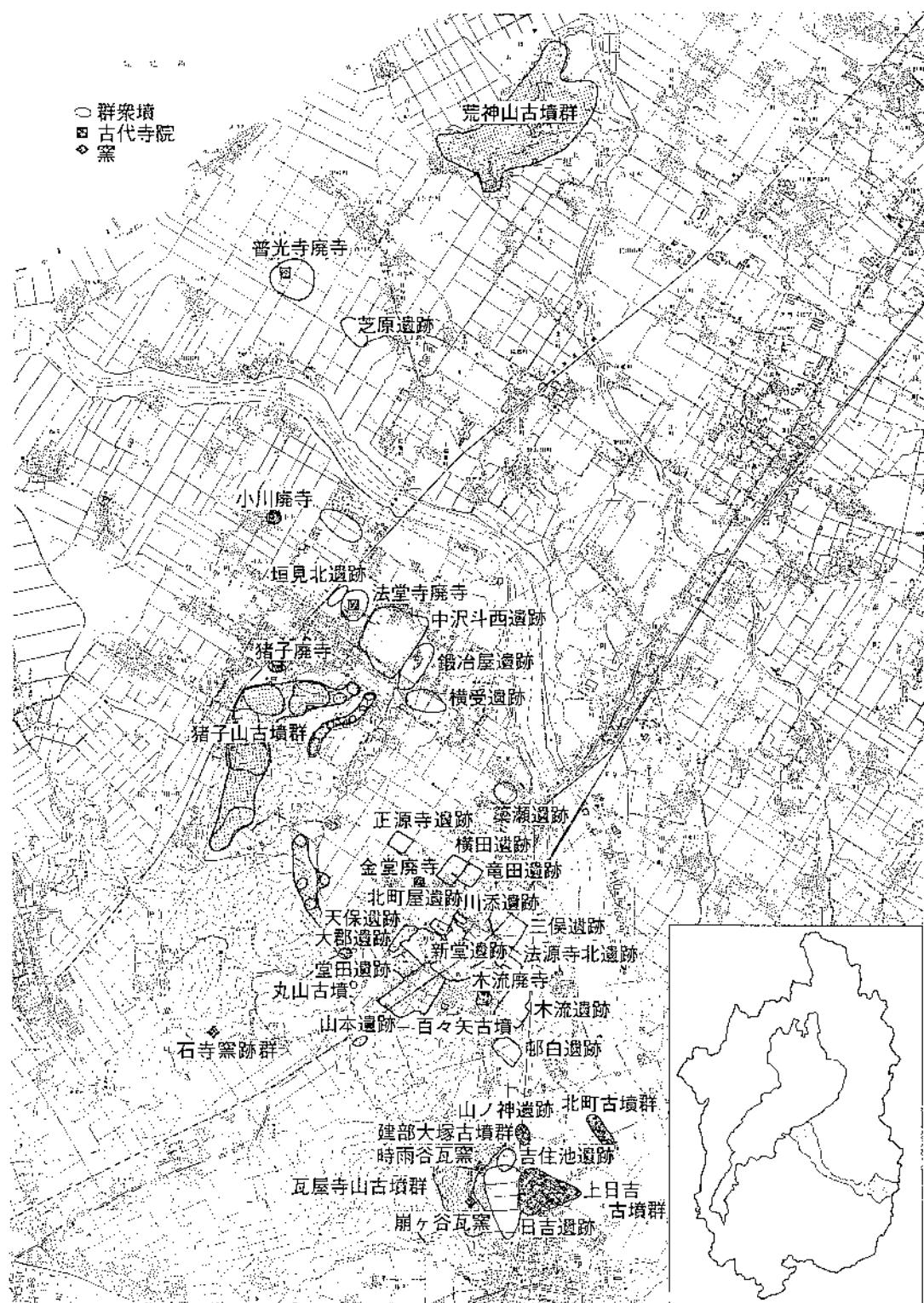
### はじめに

前年度私達の試みとして、古代高島郡の持つ諸相について考えてみた。高島郡の場合、山と湖によって地理的に閉鎖された地域であり、我々の考察が正当なものであるか否かはともかく、フィールド研究としての問題点の摘出、考察の入門編としては、極めて有効なものであった。しかしその反面において、地理的空間が閉鎖的・限定的であるがゆえに、集団一地域一領域と連続するべき歴史的空间への展開が曖昧なものとなり、古代国家の一つのメルクマールとなり得る領域支配の問題には今一つ立ち入ることができなかつたのである。

そこで今回のフィールドとしては、古代の政治領域としての「郡」にこだわり、近江においてその設定が最も不自然と考えられる神崎郡をフィールドとして設定した。神崎郡は北は愛知川によって愛知郡と画される一方、南の蒲生郡とは地理的には愛知川と蛇砂川の分水嶺を区画とするもののランドマークとしての明確な区画を持たないのが実情である。また、湖東の郡域は必ず鈴鹿山地と琵琶湖を領有するように設定されており、その結果神崎郡は異例なほど狭小な範囲を郡域とされているのである。こうした郡の成立を考古学的に分析し、不自然に思える郡域の必然性を明らかにすること、そこから領域支配の問題に迫れないかと言うのが、我々の第1の目的である。

また、今回は歴史地理学専攻の仲間を新たに迎えることができ、神崎郡内の集団設定を地理学的に一定以上の精度をもって行なうことを第2の目的とした。水系や集団という用語をあまりにも容易に使用しすぎたのではないかと言う反省と、最初の集団関係の復元を厳密に検討しないと領域と言う問題には到ることが難しいと考えたからである。こうしたフィールドワークとしての方法論を確立させるのも我々の大きな目的である。

以上の様に大口をたたいて開始した共同研究の2年目ではあるが、はたして目的のいかほどの部分が達成できたか、いささか不安を感じるところではある。しかし、こうして今年度も成果を発表することができた点が最大の成果である。皆様の忌憚の無い御意見、御指導をお願いし、また、我々の糧としてゆきたい。



第1図 神崎郡主要遺跡位置図

## 1. 愛知川左岸域の開発と水利

古代の水田開発は、地表の微地形に大きく規制されるものであった。このことを反映していると思われるものが、水田の灌漑系統である。もちろん、現在の利水状況をそのまま古代にまで遡及させて考えることには無理がある。しかし古代の微地形と灌漑技術を復原した上で、水掛かりの節理を考えるならば、それはあながち古代の利水状況とかけ離れたものとはいえないであろう。そもそも、一つの水掛けの範囲とは、耕地開発の際に一ユニットとして開拓された空間ととらえられるべきである。ここでは、このような観点から、古代の神崎郡の開発の空間的ユニットを、灌漑系統の復原によって明らかにすることを試みる。

現在、愛知川左岸域を縦断し、郡域の大部分を灌漑するのは、吉住池に發し西ノ沢湧水を取り込んで流れる大同川である。この大同川を背骨として、愛知川左岸域は一つの灌漑域に統轄されている感がある。しかしながら、このような利水状況は、近世・近代に改変を受けた結果であって、古代まで遡り得るものとは考えられない。そこで、旧来の利水状況について、可能な限りの復原作業を行なった。明治期の利水状況を小字ごとに記載する『農業水利及土地調査書』<sup>(1)</sup>をもとにして水源別灌漑範囲を復原し、さらに近世の水論関係絵図などを参照しながら、旧来の幹線水路の推定を行なった。この結果、現在は一つに連結されている大同川の諸水源は、近世初期には直結されておらず、各々が独自の灌漑域を持っていたことが確認された。最上流の吉住池に發する水路は、横井川と呼ばれ、その水利権を持つのは、下野・伊野部・平阪・木流の四集落に限られていた。<sup>(2)</sup>一方、西ノ沢以降の水路は小幡川と呼ばれており、その灌漑域の村々の水利権は、小幡川の流水のみであって、吉住池にまで及ぶものではなかった。また、大同川は、さらに下流の織山・和田山狭隘部以北をも灌漑するが、ここでは、宮莊・金堂などの愛知川扇状地端の湧水の流水を取り込んで、豊富な水量を誇っており、主水源としてはむしろその比重が高かったのではないかと推測される。よって大同川とは、本来は別個の水源を持つ三つの小河川を、近世になって連結し、いまにみるような一つの水利系統として整備したものと想定される。したがって、古代の愛知川左岸域の開発に際しては、①吉住池灌漑域、②西ノ沢灌漑域、③大同川下流灌漑域の少なくとも三つの空間的ユニットが存在したことが考えられる。

このような空間的ユニットのうち、③大同川下流の利水状況は、古代の灌漑技術と現在との繼続性を考える上で、貴重な示唆を与える。この灌漑系統の喉元には、二世紀から十世紀にわたる集落遺跡である斗西・中沢遺跡が存在し、遺跡内では旧河道とそれに設けられた多数の井堰が出土している。井堰により分水される水路の走行方向は、実は現在の灌漑系統における最大井組の幹線水路とその取入れ口位置に一致しているのである。この点で、現在の利水状況の中に、古代の開発の要素が投影されており、いまなお踏襲されている事実を確認するとともに、現在の利水状況からあっても、古代の水利系統を類推しうる可能性を提示するものといえよう。



第2図 神崎郡における灌漑系統復原図

さて、視野を神崎郡全域に広げた場合、上にあげた三つの空間的ユニットの他にも、さらに別の灌漑系統が存在している。一つは愛知川右岸の琵琶湖岸に近い一帯である。また、さきに触れた宮莊・金堂などには、扇端部湧水のみで灌漑をまかぬ地域が存在する。このような自然湧水は、河川灌漑にくらべて利用が容易であったと考えられ、その開発はかなりさかのほり得るものではないかと思われる。さらに、吉住池灌漑域より上流においては、愛知川より引水する吉田井灌漑域が検出される。愛知川という大規模河川本流からの引水の技術が、いつ頃までさかのほりうるものか明らかではないが、この灌漑域に古墳時代集落遺跡が存在することを勘案するならば、当地域の開発の年代もおおよそ推測することができよう。<sup>(4)</sup> 以上のように、神崎郡には(1)吉田井灌漑域、(2)吉住池灌漑域、(3)西ノ沢灌漑域、(4)扇端部湧水灌漑域、(5)大同川下流灌漑域、(6)愛知川右岸、の計六つの灌漑水系が復原され、これらがそれぞれ耕地開発の際の空間的ユニットとなっていたものと推測される。このような空間的ユニットに、集落遺跡、古墳の立地を重ね合わせることによって、各灌漑水系の開発の時期や、開発の主体となった集団の諸相が、明確になるのではないかと考える。

(佐野静代)

#### 註

- (1) 滋賀県内務部編『農業水利及土地調査書』第1冊 1923年
- (2) 『五個荘町史』第1巻 230-247頁 1992年
- (3) 『能登川町埋蔵文化財調査報告書』第10集 1988年
- (4) この吉田井よりさらに上流にも、愛知川より引水する狛井灌漑域が看取されるが、狛井は中世小脇莊の開発に際して開削された伝承を持ち、その灌漑域にいわゆる蒲生野の洪積段丘を含んでいることから、開削年代が古代よりもやや下る可能性がある。しかし、その灌漑域近くに妙法寺古墳が存在する事実もあるため、現時点では開削年代については保留しておきたい。

## 2. 後期古墳

神崎郡における後期古墳の分布状況は、大きく7つに分けることが可能であり、まず、それらの状況を簡単にみておく。

荒神山古墳群は、琵琶湖岸に接する独立丘陵上に分布する。分布密度には粗密が指摘でき、幾つかの小枝群に分けることも可能である。窮屈頂持送りの石室が存在し、渡来系氏族との関係が想定される。

猪ノ子山古墳群は、観音寺山丘陵西斜面に分布する古墳を一括する。分布状況から幾つかの小枝群に分けることが可能であるが、全体としては「密集する群集墳」である。

五個荘古墳群は、観音寺山丘陵東斜面に分布する古墳を一括する。古墳の数は少なく、数基ずつのグループが幾つか存在するといった理解が妥当であろう。ただし、丸山古墳群や正瑞寺古墳群など有力かつ個性的な古墳が目につく。

百々矢古墳群は箕作山北麓に分布する。現況では1基が知られるのみで、本来的にも古墳はほとんど造営されなかったようである。

伊野部古墳は横穴式石室を内部主体とする単独の前方後円墳とされるが、墳形については保留しておきたい。

建部古墳群は、北町古墳群、大塚古墳群、日吉古墳群、瓦屋古墳群を一括する。北町古墳群は大型古墳2基で構成され、大塚古墳がそれに次ぐ規模を誇る。それらの背後丘陵に立地する瓦屋古墳群は密集する群集墳で、小規模・等質的構成を示す。墓域としての広がりが存在するが、変形した「野洲大岩山」タイプの後期古墳群と理解でき、その造墓の背景には一定の政治的集団の存在が予想できる。

愛知川上流には、池田古墳と妙法寺古墳群が存在する。前者は八日市市内最大の横穴式石室を持つ円墳で、後者は実態不明な点が多いが前方後円墳を含む可能性が指摘できる。いずれも有力な古墳であり、しかもその立地は現在の取水口に近い点において注目される。

さて以上が、神崎郡の後期古墳であるが、まず、これらの古墳群が、水利あるいは集落動向から想定される神崎郡の小地域に対応して分布している点を確認しておきたい。すなわち、愛知川右岸灌漑域—荒神山古墳群、大岡川下流灌漑域—猪ノ子山古墳群、扇端部湧水灌漑域—五個荘古墳群、西ノ沢灌漑域—百々矢古墳、青住池灌漑域—伊野部古墳、吉田井灌漑域—建部古墳群、猪井灌漑域—池田、妙法寺古墳群の模式である。これは、後期古墳造営という行為が、小地域という地平を基本単位に実施された状況を示すものである。しかも、それぞれの地区における後期古墳の在り方が、それぞれ個性的である事実は、後期古墳の造営を政治的動向と紐結させる範囲においては、それぞれの小地域が、異なる（政治的）背景に位置していた事実を示す。言い換えれば、神崎を構成する小地域が、それぞれ独自の政治的・地平に位置し、その結果としてそれぞれ個性的な後期古墳の造墓活動を実施した状況が読み取れるのである。

その一方において注目すべき点は、建部古墳群の内容である。大型古墳－中型古墳－群集墳と連続する「野洲大岩山」タイプであり、政治的に保証された地域首長層とその構成氏族が造営主体と考えられる。県内では野洲大岩山古墳群の他に「湖東古墳群」がその変形パターンと認識できるのみであり、安易な比定はできないが、「安国造氏」や「依智秦造氏」と言った存在が注目される。建部古墳群の場合は「建部君氏」が該当するかもしれない。それはともかく、こうした「野洲大岩山」タイプの古墳群においては、その中心たる大型古墳の被葬者は、古墳群を越えたさらに周辺の古墳群に対しても一定の影響力を示し、「階層的」とでもいい得る関係を形成している事が指摘できる場合が存在する。これを一般化することが可能であるならば、建部北町古墳群が五箇荘古墳群や猪ノ子山古墳群と何等かの「階層的」関係を形成していた状況を想定すべきものとなる。特に、五箇荘古墳群から百々矢古墳、伊野部古墳にかけては、単独に近い形で分布しつつ、しかも、個々の古墳が有力であるという特徴が指摘できる。この特徴を建部古墳群との「政治的」関係の現れと理解することも、決して無理ではないだろう。すなわち、上で述べたそれぞれの小地域が異なる政治的立場に立脚したとしても、それは決して独立した地平ではなかった事実を示すのである。すなわち、異なる地平相互が一定の「政治的」「階層的」関係を接続させた存在でしかなかったのである。ただし、現在の考古学的方法論では、その具体的《領域》と内容を明らかにすることは、ほとんど不可能であると述べざるを得ない。

さて、こうした神崎としての「政治的」な結合性を求めるならば、興味深い事実を指摘することが可能となる。すなわち「湖東タイプ」の横穴式石室の欠如である。玄門部に階段を構築し、「板石閉塞」、羨道部は極めて短小であるというプロトタイプの「湖東タイプ」の横穴式石室は、その具体的故地はともかく、朝鮮半島にその潮流を求め得るもので、犬上郡、愛知郡の開発困難地や蒲生郡の須恵器生産地帯に密度高く分布することから、依智秦氏を中心とする渡米系氏族の墓制と認識されている。神崎郡はその分布圏の中央に位置しながらも、日吉古墳群に変形した例と考えることも不可能では無い石室が一例確認されているのを除き、現時点において湖東タイプの横穴式石室は確認されていない。本格的な古墳の發掘調査例がほとんど存在しない現実と関連するもので、強調できるものではないが、建部古墳群という政治的地域首長層の存在と併せて、「依智秦氏」的ではない《領域》の表出となる可能性のあるものとして、今後の調査等に期待したい。

以上、簡単ではあるが神崎郡における後期古墳の概観である。水利等によって保証された小地域が後期古墳造営の基本単位として作用している事実は確認された。しかし、それを越えた「政治的」「《領域》」についてはその存在の可能性が高いものとして考えるが、その具体像については如何ともし難い。後期古墳についても小地域の有効性は証明されたが、それを統括する「政治的地平」には依然到達し難いのである。

(細川修平)

### 3. 丸山1号墳出土土師質陶棺について

古墳時代後期後半ごろになって、それまでには見られなかったタイプの棺が生まれる。それは、陶棺と呼ばれるもので、焼成方法が土師質陶棺と須恵質陶棺とに区別される。このうち滋賀県内における土師質陶棺の出土は、現在までのところ2例である。その内の1例が、現在の神崎郡五個荘町川並小字竜の口に所在する丸山古墳群の1号墳に納められていたものである。

#### 1. 丸山1号墳について

丸山1号墳は、横穴式石室を内部構造に持つ4基の円墳からなる丸山古墳群の中においてはもっとも大きい規模の石室を持つ古墳である。石室は、左片袖の平面プランで、その石室規模は玄室部幅2.3~2.0m・長さ約4.4m・高さ約2.7m・羨道部幅1.4~1.8mを測る。また羨道部には仕切り石を持っており、そこから外部に続く羨道部床面は徐々に迫り上がっている。この古墳より出土した陶棺以外の遺物には、須恵器の杯、高杯、器台、壺、そして金環1個、土錐などがある。なおこの須恵器には、6世紀後半と6世紀末から7世紀初頭の2時期が認められるようである。

#### 2. 丸山1号墳の土師質陶棺について

丸山1号墳の土師質陶棺は、一般に土師質亀甲型陶棺と言われるものである。『五個荘町史』によると、調査時において既に棺身・棺蓋とも半分しか残存していない。この土師質陶棺の復元規模は、全長約2.25m、高さ約0.85m、幅約0.83mを測り、脚は3列×8列、脚高は約0.13mであると記されている。この他に、記されている実測図よりこの陶棺を見てみると、棺身の方には2段の凸帯が、そして棺蓋の方には3段の凸帯が見られる。また、棺蓋の側面には2か所に方形の穿孔が認められる。

これらの特徴からこの土師質陶棺の年代は、土師質陶棺としては極めて古い6世紀後半の年代が与えられるものと思われ、森下浩行による編年に当てはめてみると第1型式に当たるものであると考えられる。この年代は先に述べた丸山1号墳より出土している須恵器の相対的に古いと考えられる一群と一致し、従ってこの陶棺の人物が先に葬られたものと考えられている。

この丸山1号墳出土の土師質陶棺と同じタイプと考えられている土師質陶棺の分布は、その中心を北大和・南山城地域におき分布している。そこにおける現在までの出土点数は、近江において出土したものを含めて30点ほどが確認されている。

この土師質陶棺であるが、一般的に土師質陶棺の特徴とされる棺蓋や棺身にみられる凸帯や脚の数は省略される傾向にあるとされる。そのことをよく示しているのが、近江から出土しているもうひとつの土師質陶棺である若松神社境内古墳出土の土師質陶棺である。この陶棺は、棺蓋にみられる凸帯も段をなさずまた棺身にいたっては凸帯は認められなくなっている。そして脚は、3×6列になっており全体に省略が図られたあとが認められる。この土師質陶棺は、土師質陶棺としては最終段階のものとされその年代を7世紀前葉とされている。

### 3. 陶棺の分布について

ここで、陶棺の分布について憶測に近いのではあるが私見を述べてみたい。土師質陶棺と須恵質陶棺は、両者共に分布に偏りを見せる。この丸山1号墳と同タイプの土師質陶棺についてもこのことはいえるのであるが、さきに述べたようにその分布は北大和地域と南山城地域に偏りを見せる。しかしながら厳密には、北大和地域つまり秋篠川流域にみられる土師質陶棺は南山城に見られる土師質陶棺の出土点数を大きく上回る。また南山城地域は既に指摘されているように現在までのところ散在してその出土を認めることができる。つまり狭義の意味においては、集中して出土しているのは北大和地域であり、それ以外の地域には散在して出土しているといえる。その意味においては丸山1号墳に見られる土師質陶棺についても、後者の例であると把らえることができ、どちらかといえば南山城地域に見られる土師質陶棺との共通性が高いものと言うことができると思われる。

このことについて加えて若松神社境内出土陶棺の例を考えて見ると、この陶棺の周辺ではその後数例の須恵質陶棺の出土が知られており、年代的にも須恵質陶棺にもっとも近い性格を持つ土師質陶棺であると考えられる。このように、その後周辺地域に須恵質陶棺の出土例を何点か認めることができる他の地域は、可能性の高い地域として土師質陶棺の詳細が不明なためその評価が難しいところであるが乙訓地域を挙げることができる。

また須恵質陶棺自体としては、集中的に出土が知られている豊中市太鼓塚古墳群のように一古墳群中に数多くの須恵質陶棺を見ることができ、極めて集中した形で分布する地域を持っていることが確認されている。

以上のことまとめると、陶棺の分布は幾つかのグループに分けられる可能性があるのでと思われる。しかしながら、土師質陶棺と須恵質陶棺とをまとめて考えることができるどうかについては疑問も残るところあり、また今回この中で触ることのできなかった地域についてはどうであるかなど多くの課題を残しているのではあるが、ただ両者の分布にはともに共通して偏りを持っていることは、そこに何らかの共通性を見出すことができないわけではないように思われるるのである。

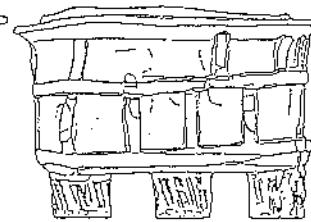
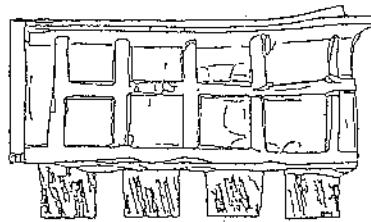
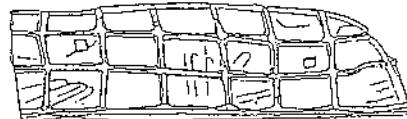
### 4. ま と め

最後にこの地域の評価を丸山1号墳出土土師質陶棺からアプローチしてみたい。丸山1号墳は、水利地域でいうと扇端部澣水灌漑域の中に属する古墳である。この地域の後期古墳の特徴としては、散在的でありまた個性的であるという特色を見出すことができるのだが、この丸山1号墳の土師質陶棺についてもこのグループにおける個性的という側面をよく示している例のひとつであると考えられる。この古墳に土師質陶棺がみられることは、この古墳との大和との関わりを示すということに加えて、この地域（地点）との大和との関わりを示すものあると考えられる。従ってこの地域が、現在までのところ唯一土師質陶棺を持つ古墳を持つということを積極的に評価するならば、他の地域に比べて大和との何らかの特別な関わりを持っていた可能性を示すものであると考えられるのではないかと思われる。

(中 村 智 孝)

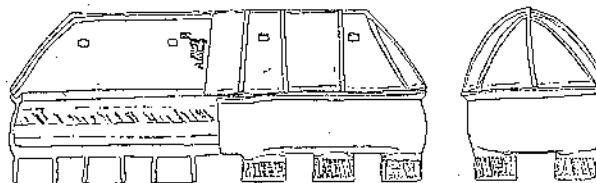
## 参考文献

- ・『五個荘町史』第1巻・第4巻(1) 考古・美術工芸 1992年
- ・森下浩行「土師質亀甲形陶棺小考—北大和・南山城を中心に—」(『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要』 1993年)
- ・水野正好・丸山竜平「大津市瀬田町若松神社境内古墳調査報告」(『滋賀県文化財調査年報』 1974年)
- ・吉岡博之・木村泰彦「山城地方出土陶棺集成」(『長岡京跡発掘調査研究所調査報告書』 第1集 1979年)
- ・丸山1号墳出土陶棺 (五個荘町川並小字竜ヶ口)



(『五個荘町史』より)

- ・若松神社境内古墳出土陶棺 (大津市瀬田大江町久保江)



(『滋賀県文化財調査年報』(昭和49年度)より)

第3図 近江出土の土師質陶棺

## 4. 古墳時代の鍛冶工房

### 1. はじめに

近年、古墳時代の鍛冶工房が多数発掘され、一連の研究がなされている。中でも民俗例・実験例および金属学的研究のデータを基に、鉄滓や羽口、さらに鍛造剝片、粒状滓等の微細遺物を含めた鍛冶関連遺物と鍛冶遺構とを総合的に検討した発掘調査報告も成されるようになってきている。小稿では、神崎郡の地域史研究の一貫として、郡内で検出された鍛冶関連遺構・遺物の検討を行い、その性格について考えてみたい。具体的には、鍛冶関連遺物の出土した彦根市芝原遺跡の堅穴住居跡（4世紀末）、能登川町斗西遺跡堅穴住居跡〔ST 31（6世紀前半～中頃）・ST 35（6世紀中頃）〕の鍛冶関連遺構・遺物の検討を行う。

### 2. 郡内の鍛冶工房の検討

#### (1) 芝原遺跡の鍛冶工房

芝原遺跡は彦根市本庄町に所在し、4世紀末に比定される堅穴住居跡の中央に掘られた直径1m前後の浅い土坑の中から多量の灰、炭とともに鉄滓、羽口等の鍛冶関連遺物が出土している。<sup>14)</sup>注目すべき点はその時期で、調査担当者の細川修平の見解では、鍛冶関連遺物を出土する堅穴住居跡の時期は4世紀末ということである。この時期は、古墳時代近畿地方の鍛冶工房では最古の部類に入る。またこれらの遺物が、堅穴（土坑）より一括して出土している点から、西日本で多い包含層資料と異なり、比較的操業時期を限定できる点でその資料的価値は高いといえる。鍛冶工程・作業の具体的な復元に関しては、実験結果や鍛冶遺構の発掘調査報告書、鍛冶技術と生成される鉄滓の対比を行った研究等が参考になる。それらを基に芝原遺跡の鉄滓を判断するならば、本資料は鍛冶炉の炉底に生成した椀形滓の一部と判断してよい。またその形状も小型で薄いことから判断して、鉄器製作の最終段階の所謂「鍛錬鍛冶B」<sup>15)</sup>（表1）において生成した滓である可能性が高いことをここでは指摘しておく。出土した鉄滓は数点で操業回数は数回程度であったことが推定される。

#### (2) 斗西遺跡の鍛冶工房

斗西遺跡では鍛冶関連遺物として、ST 31（31号堅穴住居跡）より鉄滓、ST 35（35号堅穴住居跡）より鉄滓・羽口、ST 76（76号堅穴住居跡）より鉄滓が出土したことが報告されている。<sup>16)</sup>これらの堅穴住居跡では鍛冶作業が行われた可能性が高く、所謂鍛冶工房であったとみてよい。以下、ST 31、ST 35についてみていく。

ST 31は4.6m×4.3mを測り北西辺中央部にカマドがつくりつけられ、須恵器杯身・杯蓋・壺が出土しており、6世紀前半から中頃に比定されている。鍛冶関連遺物は住居の床面やカマド付近から計409gの鉄滓が出土していることが報告されている。ST 35はST 31の西約3mに位置し、7.7m×5.1mの長方形住居で南西辺中央部付近にカマドの痕跡が認められる。周囲の同時期の住居に比べて規模が大きいことが一つの特徴として指摘されている。<sup>17)</sup>須恵器杯身・杯

蓋・鉢、土師器皿が出土しており、6世紀中頃に比定されている。鍛冶関連遺物は東部隅の床面から焼土・炭・灰とともに羽口3点と、計366gの鐵滓が出土していることが報告されている。

筆者は当鉄滓を実見していないため確実なことは言えないが報告書の写真図版や本文の記述から、楢形津の一部と判断してよさそうである。また、その性状から判断して、鐵器製作の最終段階の所謂「鍛鍊鍛冶B」において生成した滓である可能性が高いと考えられる。

斗西遺跡では広大な面積を調査しているので、遺跡の概要が

| 阶段 | 1 设计 (研 究)                           | 2 施工 (装 饰)  | 3 检验 (检 测)   | 4 评估 (监 督)   | 5 改进 (修 改)   |
|----|--------------------------------------|---|--|--|--|
| 需求 | 描述：述上、样本                             | 製模、製版、测试  | 精 雕 刻 剔 刀  | 精 雕 刻 剔 刀 A  | 精 雕 刻 剔 刀 D  |
| 设计 | 基础理论<br>炉甘石干法<br>(熔盐堆积法)             | 工具 (生锈的)<br>刮刀 (带)、美形<br>刮刀 (带)、作废尺<br>尺子 (带) (高)<br>锯齿尺 (小锯齿)<br>刮刀尺<br>剪裁尺<br>尺子 (带) : A, B, C<br>量尺  | 工具 (生锈的)<br>刮刀 (带) (精磨)<br>刮刀 (带) (高)<br>卡尺 (带)<br>(精磨)<br>(带) (高) | 工具 (生锈的)<br>刮刀 (带) (精磨)<br>刮刀 (带) (高)<br>卡尺 (带)<br>(精磨)<br>(带) (高) | 工具 (生锈的)<br>刮刀 (带) (精磨)<br>刮刀 (带) (高)<br>卡尺 (带)<br>(精磨)<br>(带) (高) |
| 制作 | 砂 磨：粗盐石<br>石 磨：<br>也 土<br>而和带<br>工 具 | 炒盐：盐石<br>(生、板擦)<br>机械带砂：盐石<br>(半生石)<br>铁抹刀<br>(半生内壁、搅拌棒)<br>砂磨机<br>(搅拌棒、乳化液)<br>乳化液<br>(乳汁、<br>搅拌棒、流体剂)<br>合页带砂<br>基质玻璃系选物<br>分 盒<br>分离器 (研、检查)<br>炉甘石干法<br>口 盒<br>(通风孔、通气孔)<br>木炭 (燃烧)<br>土 监<br>工 具 | 精雕细刻<br>(精磨抛光)<br>不定形聚氯<br>盐块玻璃系选物<br>玻璃处理系选<br>(精磨)               | 精雕细刻<br>(精磨抛光)<br>不定形聚氯<br>盐块玻璃系选物<br>(精磨)                         | 精雕细刻<br>(精磨抛光)<br>盐块 (未成品名)  |
| 检验 |                                      |   |  |  |  |
| 评估 |                                      |   |  |  |  |
| 改进 |                                      |   |  |  |  |

第1表 製鉄遺跡の諸要素（出土遺構と遺物）

つかみ易い。当遺跡は古墳時代の神崎郡内の遺跡の中では比較的長期間維持され、また規模も大きかったと理解されている。所謂当地域の拠点的集落と言ってよいであろう。ただし鉄滓の出土量は S T 3 1 で計409 g、S T 3 5 で計366 gで、その鉄滓の性状も小型で薄いものが多いなど、当該期の大県・大県南・布留遺跡等の花田勝広のいう鍛冶專業集落<sup>(1)</sup>で出土する鉄滓の出土量と比較すると非常に少ないことを指摘することができそうで、その規模は小規模であったことは否めない。古瀬清秀は古墳時代の鉄器生産には2つの流れ—(1)武器・武具生産を主体とし、畿内政権と一部の地方首長に独占され、その政治権力を支えたもので、政治的色彩の濃い鍛冶工房。(2)日常生活に関する農耕具類の生産・修理を主体とし、集落内部で行われた社会的色彩の濃い鍛冶工房。一があることを指摘しているが、遺物の検討からは、斗西遺跡の鍛冶工房は(2)の可能性が高い。ただ、(2)の鍛冶工房も政治的色彩抜きにみてとることはできないであろう。当遺跡には鍛冶工房出現以前に他地域からの土器の搬入や韓式系土器の出土が知られており、そのような政治的伝統があったからこそ、鍛冶技術の導入が可能であったと考えられる。ただし鍛冶作業の痕跡は短期的・散発的であり、鍛冶技術そのものが当集落に定着した状況はみてとれず、その操業形態は「出吹き」という操業形態に類似している可能性が高いことを指摘できそうである。

### 3. まとめにかえて

小稿では、神崎郷内の古墳時代の鍛冶関連遺構・遺物の検討を行い、その性格を日常生活に関する農耕具類の生産・修理を主体に集落内部で行った社会的色彩が濃いながらも政治的色彩を持ち、短期的・非定着型の鍛冶工房である可能性が高いという私見を提示した。

ところで、それ以降の鍛冶工房はいかなる様相を呈するのであろうか。神崎郡内の7世紀～8世紀にかけての鉄滓の出土が報告されている遺跡としては、TK209型式並行期7世紀初頭に比定される堅穴住居跡・SBA3において床面から鉄滓の出土が報告されている中沢遺跡（第5次）と、神崎郡衙に比定され、群衙域の東端部で奈良時代の土坑から鉄滓と炉壁片の出土が報告されている大郡遺跡（第10次調査区）<sup>144</sup>が知られている。さらに他地域の当該期における鍛冶工房をみてみるとその形態としては、(i)官衙に伴う工房、(ii)寺院に伴う工房、(iii)製鉄遺跡に伴う工房、が多いことが知られているが、いずれもその経営主体が官的様相が前段階に比べて強いことがみてとれる。このうち(i)においては、「国衙工房型」と呼ばれる施設内に複数の鍛冶炉を伴い長大な施設である連房状堅穴遺構がみつかる例がある。このような遺構からは武器武具の未製品が大量に出土することが多く、各地域で武器調達等が行われたことが考えられる。各地域のこのような工房では、技術を保持した工人が中央から赴き、在地の労働力を組織して生産を行ったことが容易に想像がつく。この工房形態のパターンは、技術そのものが在地に広まりやすい形態であるといえ、このことは「国衙工房型」鍛冶出現以降在地の集落にも鍛冶遺構が増加し、鉄器の出土量が増加することからも首肯されるところであろう。この点は、古墳時代の多くの鍛冶工房が一部の専業的な集落に伴うもの以外は、短期的にその操業が停止してしまい在地に定着しないという工房経営形態の在り方と大きく異なることとして理解できるのである。となると、古墳時代と奈良時代の間の7世紀代の鍛冶工房の様相が一つの課題となって浮かび上がってくる。7世紀代には当地域に寺院が建立されることが指摘されているが、寺院に伴う工房が技術を在地に定着させる機能を持ち合せているのかどうか、その形態から検討していくことが重要な課題として残されているといえよう。

(大道和人)

## 註

- (1) 細川修平氏の御好意により鍛冶関連遺物を実見させていただいた。  
(『レトロ・レトロの展覧会－平成5年度調査文化財展－』 倭滋賀県文化財保護協会 1994年)
- (2) 村上恭通「弥生時代における鍛冶遺構の研究」(『考古学研究』41-3 考古学研究会 1994年)
- (3) 山口直樹「考古学講座について(2)－「鉄つくり」開催と記録報告－」(『千葉県立房総風土記の丘年報14』 千葉県立房総風土記の丘 1991年)  
山口直樹「考古学講座について(3)－「鉄つくり」開催と記録報告－」(『千葉県立房総風土記の丘年報15』 千葉県立房総風土記の丘 1992年)  
小栗信一郎・小林真一・山口直樹・山口浩郎・穴澤義功・石塚洋一郎・大澤正己「シンポジウム 古代製鉄研究の現状【記録集】」(『千葉県立房総風土記の丘年報15』 千葉県立房総風土記の丘 1992年)

大澤正己「房総風土記の丘「鉄つくり」実験品の化学組成と耐火度調査結果」(『千葉県立

- 房総風土記の丘年報16『千葉県立房総風土記の丘』1993年)
- (4) 津野 仁ほか(『金山遺跡I—一般国道4号(新4号国道)改築に伴う埋蔵文化財調査』) 檜木県教育委員会 1993年)
- (5) 古瀬清秀「鉄器の生産」(『古墳時代の研究』5・生産と流通 雄山閣 1991年)
- (6) 前掲(3)
- (7) 穴澤義功「表1 製鉄遺跡の諸要素」(『国立民俗博物館研究報告』第58集 国立歴史民俗博物館 1995年)
- (8) 植田文雄(『能登川町埋蔵文化財調査報告書第27集 斗西遺跡(2次調査)』) 能登川町教育委員会 1993年)
- (9) 植田文雄「滋賀県能登川町斗西遺跡の韓式系土器・初期須恵器について」(『韓式系土器研究』韓式系土器研究会 1993年)
- (10) 花田勝広「倭政権と鍛冶工房—畿内の鍛冶専業集落を中心に—」(『考古学研究』36-3 考古学研究会 1993年)
- (11) 前掲(5)
- (12) 前掲(8)
- (13) 山本一博「中沢遺跡(第5・6次)」(『能登川町埋蔵文化財調査報告書』第21集 能登川町教育委員会 1991年)
- (14) 林 純ほか「大郡遺跡発掘調査報告(第10次)」(『五個荘町埋蔵文化財調査年報IV』五個荘町教育委員会 1986年)  
林 純「近江における金属の生産と流通」(『近江の鋳物師調査 2』滋賀県教育委員会 1988年)
- (15) 穴澤義功「古代東国の鉄生産」(『古代東国の産業—那須地方の窯業と製鉄業』) 檜木県立なす風土記の丘資料館 1994年)
- (16) 高橋一夫「製鉄遺跡と鉄製農具」(『考古学研究』22-3 考古学研究会 1976年)
- (17) 杉山 洋「寺院付属の金属関係工房」(『佛教藝術』148号 毎日新聞社 1985年)

追記 斗西遺跡の鍛冶関連建物に関しては脱稿後能登川町教育委員会植田文雄氏の御好意により、実見させていただいた。当遺物の評価に関しては、小稿での筆者の判断と大差のないことをここでは記しておく。

## 5. 古代の集落

ここでは、神崎郡における集落と題して、前述の水系ユニット毎の集落の立地と土地条件の問題と集落の改変期の問題についてふれることを目的とする。それに加えて水系ユニットを越えた動きとしての搬入遺物についてふれてみたい。

### 1. 土地条件と開発の段階

まず土地条件と集落遺跡の盛期との関係についてふれてみたい。水田農耕に関する水利関係において完結する世界を持つと考えられる6つに分類したユニットの中で、古墳時代前期以降の継続性を見せるのは「大同川下流灌漑域」と「愛知川右岸灌漑域」のみで、土地条件は何れも氾濫原、三角州という様に、比較的耕地開発にあたっては容易な地であるといえる。一方、集落の盛期がこれらに後出する4つのグループの土地条件は扇状地にあたり、面的な広がりを持つ耕地の獲得にあたっては何らかの開発技術を必要とすると考えられるが、その開発に成功したのが、集落の盛期を迎える6世紀以降であると考えることが出来る。土地条件の微妙な差にもよるが、神崎郡における扇状地の開発は高島郡や犬上郡、東浅井郡に比べると比較的早い段階で達成されているといえ、この地域の特性であるといえるかもしれない。

また、本流廃寺と下流域の遺跡の関係については密接な関係にあると考えられる点についてふれておきたい。西ノ沢からの用水を分水する地点に本流廃寺が7世紀後半に造立されると、それまでさほど密な遺跡の分布を見せなかつた地域であるのに関わらず、それに促されるように下流域で稠密な遺跡の分布を見せるようになるのである。ここでは西ノ沢からの分水に重要な役割を担う地に本流廃寺が立地する点を評価し、地域開発の核としての寺院という位置づけを与えておきたい。同様の例としては、「愛知井」からの分水を担う地に立地している愛知川町畠田廃寺や、長浜市大東廃寺、浅井町八島廃寺等を挙げることが出来るだろう。

### 2. 水利慣行上の改変

次いで考古資料からうかがわれる水利慣行上の改変があった点についてふれておきたい。

「愛知川右岸灌漑域」に属する芝原遺跡は継続性の高い集落であると考えられるが、7世紀前半の段階には調査区内から生活の痕跡を留めなくなる。調査範囲が限られているために詳細は今後の調査の結果に委ねたいが、少なくとも遺構の稠密な分布を見せる一連の微高地上からは姿を消すのである。ここでは7世紀前半に流路（大溝？）が廢棄されていることがうかがわれる。

また、「大同川下流灌漑域」に属する継続性の高い斗西遺跡では7世紀前半を境に集落の規模が縮小化傾向を見せる。具体的には掘立柱建物や大規模な竪穴住居の存在から集団内に優劣の差が見られたものが、傑出した規模を持たない竪穴住居のみの構成をとるのである。ここでも幅8~10mもあるうかという大溝が7世紀前半に埋め戻されていることがうかがわれるのである。

この他には詳細は不明であるが「西ノ沢灌漑域」に属する法源寺北遺跡においても前段階まで機能していたであろう溝が7世紀前半を以って廢棄されていることがうかがわれる。

以上は、7世紀前半代を画期にしたものであるといえるが、それ以降の動きについてもふれてみたい。前述したが「西ノ沢灌漑域」においては6世紀代の遺跡はあまり見つかっていないのが現状であり面的な耕地開発が行われていなかつたことを示唆するものであるが、7世紀後半代を画期にそれらの状況が一変する。西ノ沢を水源とする灌漑範囲の中で分水の要ともいえる地に木流廢寺が位置し、その出現期以降に下流域で稠密な遺跡の分布を見るようになるのである。この現象も水利を意図した立地をとる木流廢寺と下流域での遺跡の分布が7世紀後半以降である点から両者の関係と水利は無関係ではないと考えられることから、7世紀後半を境に用排水の整備が行われたと考えてよいだろう。

以上のように、前段階までに機能した用水、排水の為の施設が用をなさないものとして廃棄されたり、一水系内で突如として遺跡の分布が見られる点から7世紀以降に水利慣行上の大きな改変があったと考えられるのである。

この水利慣行上の改変が前掲の一水系内に留まる規模のものか、或いは、数水系にまたがる規模のものであるかどうかについては、ここでは明らかにし得ない。ただ、その前後の様相を見ると数水系にわたって施工された大規模な水利の改変であった可能性は低いといえる。とはいえ、水利慣行の改変は遺跡の規模、内容の縮小をみせる芝原遺跡、斗西遺跡等にみられるように、一水系の中の集団間の在り方に微妙な変化を与えたことについては想像に難くないのである。

### 3. 搬入遺物の問題

最後に搬入遺物の問題についてふれてみたい。

神崎郡において他地域から搬入されたもの（土器など）の存在が明らかとなっているのは、斗西・中沢、平坂、藏ノ町、西ノ辻遺跡等が挙げられる。これらの何れもが単なる移動、移住とともに、何らかの技術や情報、或いは物資の輸送に伴うものであると考えてよいだろう。

その点からは、鍛冶作業が確認されている芝原、斗西遺跡においては人=技術の移動という側面を持っている可能性がある。ただ、作業工程の検討から大規模な作業ではなく、かつ、鉄器（農具？）の修造程度の作業しか行っていないという点と、比較的広大な面積の調査が行われたにも関わらず鍛冶作業の痕跡が散発的にしかみられないところに問題があるといえるだろう。つまり、鍛冶などのように自前で貰えない手工業における「技能の再生産」がどの様に行われたかについては問題が残されており、自前で貰えない塩や須恵器等の製品の搬入も今後の課題となるべき点である。

ともあれ、水系毎を1つのユニットとしても、それはあくまでも水田農耕を基本とするものであるからその集落内では全ての物資の調達は自前で行えない。農耕の単位としての水系はその中に完結する世界を持っているといえるのだが、集落の経営、維持或いは更なる経営の拡大にあたっては、それ以外の要素としての技術、情報、物資の獲得は不可欠のものであると考えられ、搬入遺物の存在そのものはさほど常識を越えた非日常的な行為であるとは考え難い。着目すべき点は水系を単位とする集落内での遍在性、或いは数水系を一つのブロックとする地域の中での遍在性を見いだすことにあると考えられるのである。

この点から集落の格差を抽出する作業へと展開しようとすると、発掘調査量の多寡が大いに影

響してくると考えられ現時点で集積された資料を同列に並べることは極めて困難な行為であるといわざるを得ない。とはいへ現時点での見通しをたてるならば、一水系内で普遍的にみられるものではなく遍在性を大いに持っているといえるのではないだろうか。この作業からは目前で貯えないものの獲得、つまり、集落規模の維持、或いは拡大に向けての積極的な行為を行った痕跡を認識することは出来るが、2次的な動きとしての分配行為がどの地点にまで及んでいるかということについては言及することは出来ない。つまり、地域の「核」の抽出は比較的容易に出来るが、地域の「核」の「力」の及ぶ範囲を抽出することは困難であるといえ、この方法論を確立することが今後の課題となるだろう。

(細 中 英 二)

## 6. 建物遺構

集落遺跡を分析する遺構で一般的なものは建物遺構であろう。既往の研究においても確認した建物遺構の機能、主軸方位、規模などから建物の群構成を推定し、分析する場合がほとんどである。本稿においても、この手法を基本にして神崎郡の建物群の状況を概観するが、データ分類の手法上掘立柱建物に限定し、従来とはやや異なる指標を用いて検討を行なった。

### 1. 遺構の分析方法

検討の基礎資料になる掘立柱建物データは、1) 建物規模（柱数とmの規模）、2) 柱や梁の柱間寸法、3) 柱通り、4) 建物の方位、5) 遺構の時期、6) 建物の特徴（例：総柱建物、庇付建物）の各項目である。データ抽出時には以下の点に留意した。まず建物の桁梁総長と柱間寸法の総和が一致しない場合があるので各々実寸法を測定した。そのために報告書の記載と一致しない例が存在する。また4) 建物の方位は、原則として建物の主軸方位を測定するが、全容を把握できない掘立柱建物は、神崎郡の主条里に合わせて測定している。なお方位の角度は報告書の記載を尊重したが、本稿では方位10単位でまとめた方位分布図（第1図参照）を採用したため、分、秒は省略している。

本稿では従来の分析方法の他に、「方位分布図」と「柱間比グラフ」をもちいた分析も行った。「柱間比グラフ」とは、従来の桁行き・梁行きの規模分布図とは異なるものなので、まずそのグラフの説明を行う。この柱間比グラフは、桁の総長と柱間の長さの比を求めたものである。その分布から、(1)柱間の不揃いな建物、(2)規則的な柱間を有する建物に分類することができる。この場合(1)で分類されるグループは基本尺度が使用されていない可能性の高い建物群であり、(2)のグループは基本尺度を使用したと思われる規格的な建物群と考えることができる。ゆえに(1)をA類、(2)をB類と分類して分析の指標とした。無論基本尺度を使用した建物群においても、用途に応じて柱間が異なる例もあるので、慎重に検討する必要があるだろう。

### 2. データの検討

#### a) 建物の方位

建物の方位による遺構群の検討は、遺跡内のグルーピングや時期検討などに用いられているが、地域の検討に用いられた例は意外に少ない。かつては田中勝弘が条里開発に関連して建物遺構の方位を検討した事例<sup>(1)</sup>や、宮崎幹也が犬上川左岸において、遺構の変遷と方位の変化を検討しており<sup>(2)</sup>、また近年は田井中洋介が南北方位の建物について考察をおこなっている。<sup>(3)</sup>筆者もまた建物遺構の方位変遷と景観の変遷に関連があると考え、第1図のような方位分布図を作成し、その時期的変遷の把握を試みた。ただし比較対象として条里型地割の方位を目安とした。また神崎郡内のみではかたよりが生じるので、神崎郡主条里とおおよそ同じ方位を有する愛知郡、犬上郡の建物遺構とあわせて検討を行った。すると、条里型地割が施工された遺跡の建物は、8・9世紀ごろに条里と同じ方位を有するようになる（番号3・4・6）。しかし地割の錯綜する地域の建物遺

構（番号2・5・7・9）は、前者に比べて方位の規則性が散漫であることがわかる。また番号8は愛知郡内に残存する異方位地割に位置しており、その方位に規制されていることが明瞭である。ただ番号9の方位の散漫は、大郡遺跡に残る異方位の地割（N 8°E）や古代東山道（N 34°E）に軸をそろえている点を考慮しなければならない。さらに番号8を除いたすべての遺構は、北に主軸をそろえる遺構が少なからず存在する点も見逃すことができない。このことから条里地割の方位は、建物の方位に大きな影響を与えていていることがわかるが、条里に軸をそろえない遺構はなぜ存在するのだろうか。これを考えるにはより詳細な検討が必要となるが、現段階では1) 現行条里施工以前に異方位地割が施工されていた、2) 微地形に建物方位を合わせている、点を指摘した田井中考えと大差がないとおもわれる。ただし神崎・愛知・犬上郡の条里施工区および非施工区ともに、北を指す遺構はかなり散漫して分布しており、地割にとらわれない独自の方位を有していたと考える。むしろ2) の可能性を指摘したい。

#### b) 柱間比

前章で説明した柱間比グラフを用いて、神崎郡の遺構群を検討してみたい（第1表参照）。まず能登川町のデーターを検討すると、斗西遺跡や中沢遺跡は各時期を通じてA類が卓越している。ただし時期が下降するにしたがって、柱通りがよくなってくる。また中沢遺跡では9・10世紀になると、柱間は不揃いながら1間が2.4mに近い数値にそろってくる。また垣見遺跡では9世紀まではA類だが、9・10世紀になると桁間2m～2.5m付近に集約し、11世紀には柱間が不揃いながらもB類に近い分布を示すようになる。以上の点から能登川町内の遺構群は、柱間が不揃いで桁行きの短いA類のグループが卓越している。つぎに五箇荘町の遺構群を分析すると、8世紀の遺構は類別を判断することが困難であり、わずかに官衙関連遺構と思われる大郡遺跡の一部にB類が認められるに過ぎない。しかし9世紀の遺構は、北町屋遺跡や木流遺跡はB類、新堂遺跡はA類の傾向が認められる。さらに彦根市の芝原遺跡や八日市市の上日吉遺跡の遺構は、前者がA類に、後者はB類に分類する事が出来る。

このようにA類・B類の2種に分類できる理由は、建物を作る擧げる技術の格差が存在すると考えている。つまり基本尺を採用した等間の建物がB類であり、基本尺を採用しないか、或いは、採用しても柱間が不揃いな建物がA類であることを意味する。これを時期別に分類すると古い時期はA類の建物が多く、時期が下ると徐々にB類に移行することがわかる。また古い時期にB類を採用している遺構は、高い技術を有した特殊な建物と考えることができる。早期にB類が採用される遺構は官衙的な建物に認められるため、官衙や寺院ならびに技術力の高い集落がB類を採用し、遅れて一般集落にB類が普及したと考えることはできないだろうか。

### 3. まとめにかえて

概略ながら、2つの手法を用いて建物遺構の分析を行なった。その結果を総合すると、条里型地割に軸をそろえる遺構にB類が多いという傾向が認められる。神崎郡内の遺構のみでは、分析を行なうデータが不足しており判然としない部分もあるが、方位の変化と柱間比の変化には関連性が存在することを示唆している。また1) 五箇荘町の大郡遺跡周辺では8・9世紀においてB類を確認する遺構が多いことにくらべて、2) 能登川町の斗西遺跡周辺では9世紀以降にならな

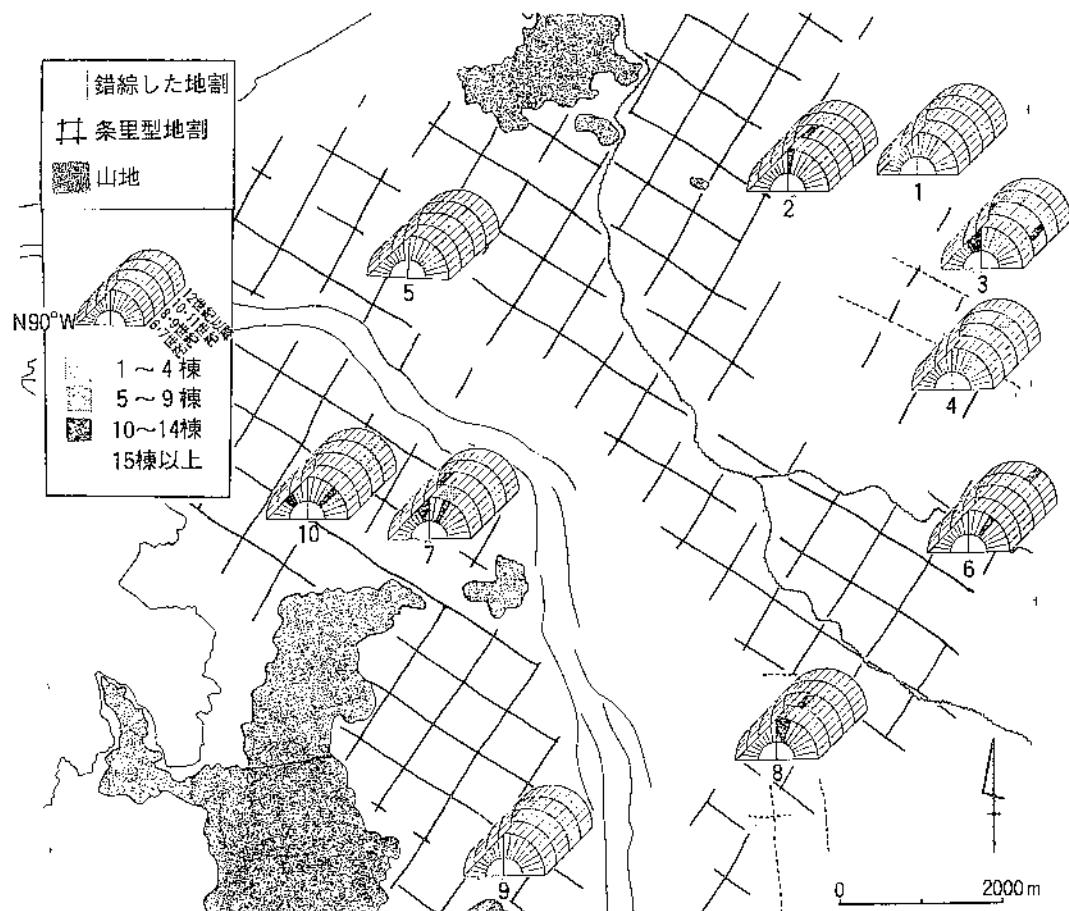
ければB類を確認することができない。両者の違いは発掘調査面積や遺構密度の違いによって生じる点を考慮しなければならないが、官衙的な建物が集中する1)とさほど特殊な集落ではない2)という傾向があらわれたものであり、前述した技術的な相違（=遺跡の性格的相違）が現れたと考えたい。総じて神崎郡の建物群は8世紀ごろからB類の採用が認められ、10世紀以降になると一般的な集落においてもB類へ移行したといえるだろう。

(神保忠宏)

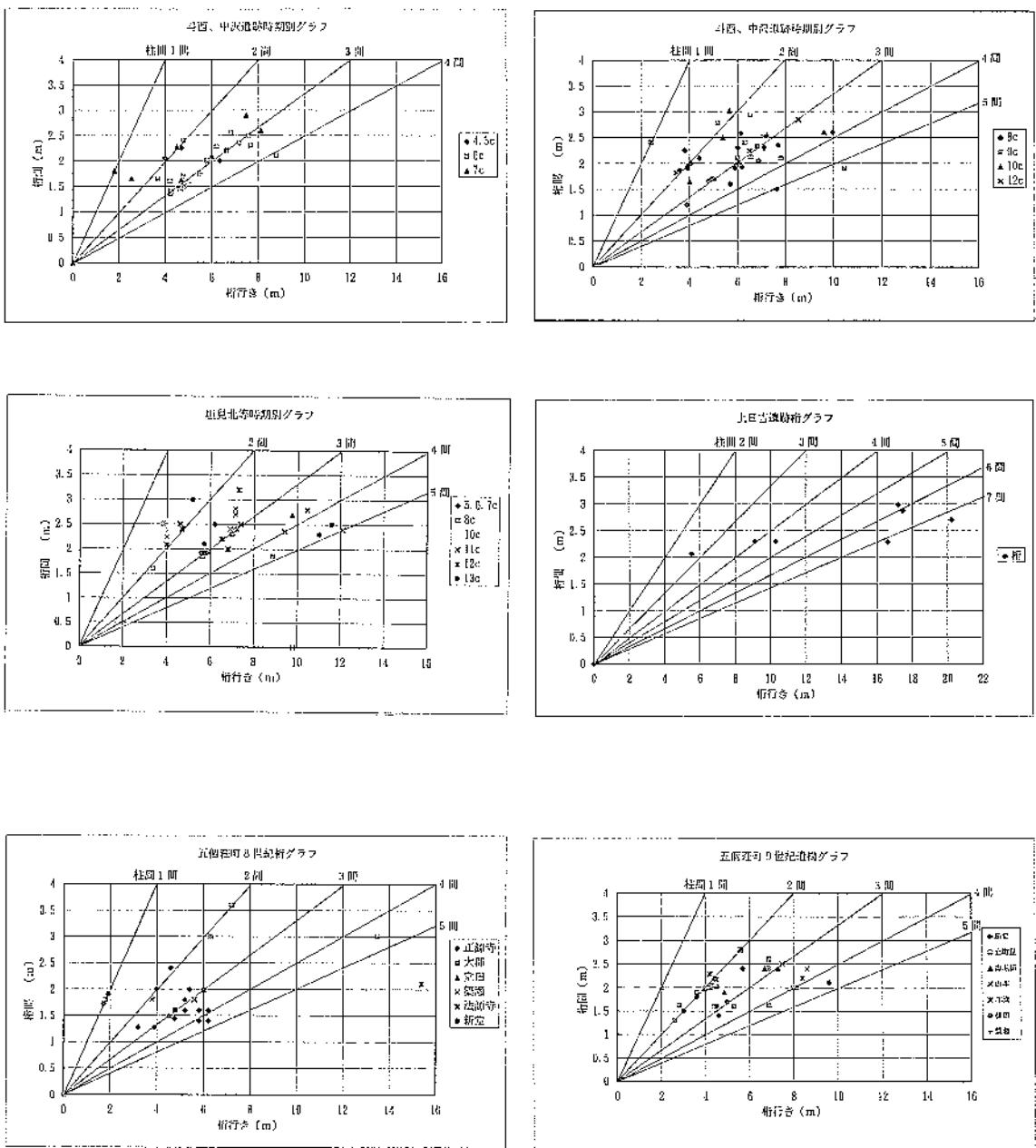
### 注

- (1) 田中勝弘「残存条里と集落遺跡」（『滋賀考古学論叢』第2集、1985年、P.P53~60）
- (2) 『ほ場整備関連遺跡発掘調査報告書』XIV-2 (1987年、P.P44~50)
- (3) 田井中洋介「南北方位建物についての研究ノート」（『紀要』第7号、(財)滋賀県文化財保護協会、1994年、P.P77~82）

なお本稿は筆者が1992年に滋賀大学大学院に提出した修士論文『古代近江国の掘立柱建物の立地とその展開』のうち、神崎郡内を新データを加えて構成したものである。なお前記の論文は再構成して発表する予定である。



第4図 時期別方位分布図



第2表 神崎郡柱間比グラフ

## 7. 古代寺院—軒丸瓦の文様から—

### 1. はじめに

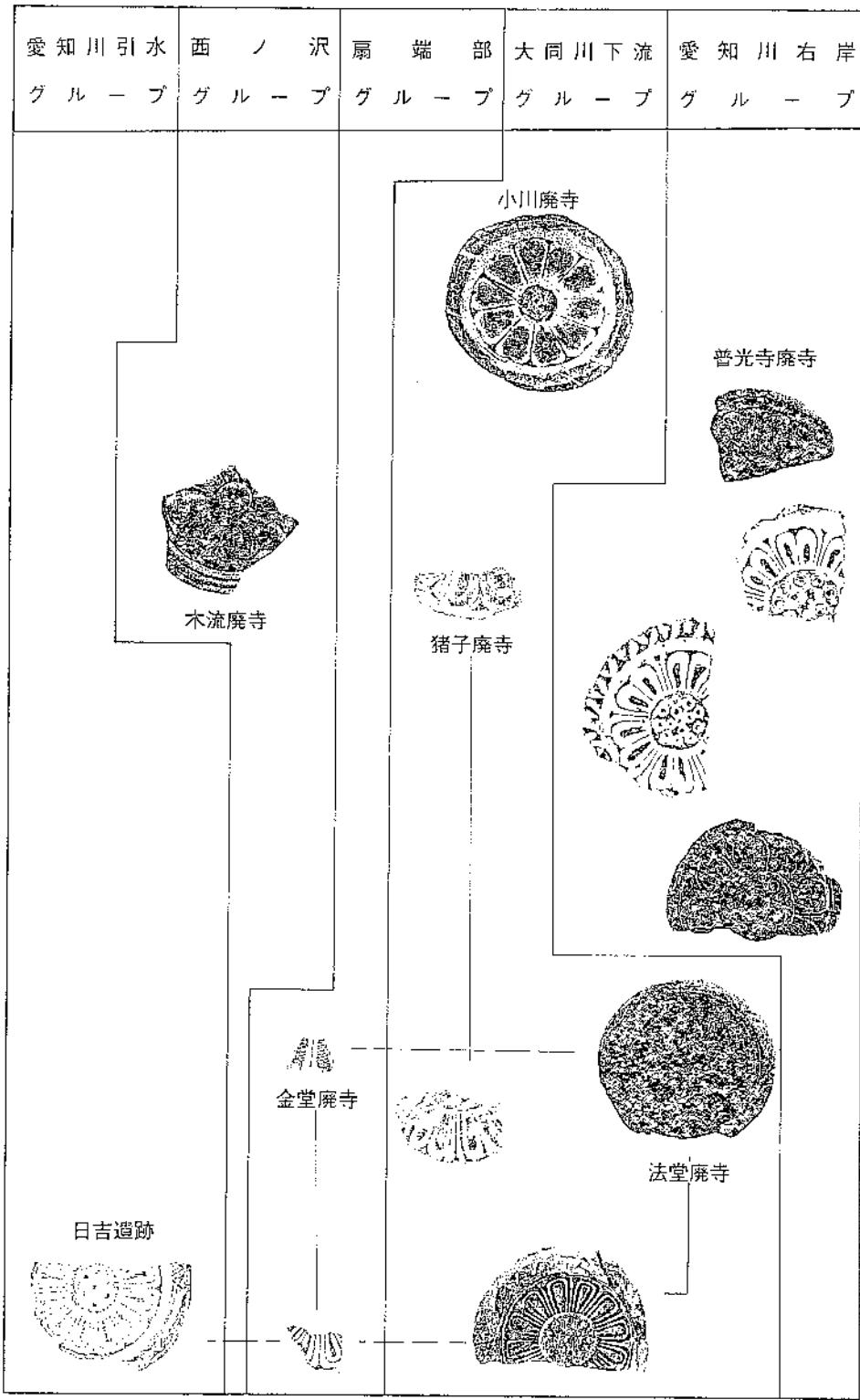
神崎郡の古代寺院は、未だ資料が限られた状態にある。そこで、ほとんど唯一の資料である軒丸瓦を文様を中心に、この地域の古代寺院の動向を推測してみたい。先行研究として、まず、小笠原好彦らによる神崎郡の古代寺院の出土瓦の集成があげられる。<sup>[1]</sup> その中で、西田弘は、細弁12葉軒丸瓦が、猪子廃寺、小川廃寺、法堂廃寺と金堂廃寺の4か寺に共通することを指摘している。さらに、丸山亮平は、吉住池出土の同種の瓦の検討の中で、水系による地域的結び付きを想定している。<sup>[2]</sup> その他に寺院個別の検討が行われているが、古代寺院を視野とする神崎郡の研究は、まだほとんどないのが現状である。

### 2. 神崎郡の古代寺院の分布

神崎郡の古代寺院は、発掘調査によって位置や構造が確認できたものは少なく、瓦の採集地点から推定されたものが多いのが現状である。堅穴住居に伴って軒丸瓦が出土した例もあり、寺院の実在に疑問の残るものもある。瓦が数多く出土している上日吉遺跡付近に推定できる寺院を加えて、現在7ヶ所の古代寺院が推定されている。その分布状況をみてみると、高屋郷を除く7つの郷の推定地にはほぼ一致することがわかる。すなわち、神崎郷に上日吉遺跡、小幡郷に木流廃寺、駿屋郷に金堂廃寺、垣見郷に猪子廃寺、神主郷に法堂廃寺と小川廃寺、小社郷に普光寺廃寺が対応している。後述するように、各寺院の設立の動向と時期はまちまちで、果たして同時期における全ての寺院が存在したかどうかははっきりしない。しかし、一郷に1ヶ所寺院推定地が存在するという状況は、愛知郡をはじめ近江各地で見られるもので、このような分布傾向は無視できない。

### 3. 白鳳期

神崎郡に水利形態から設定できた6つのグループに白鳳期の寺院設立動向を重ねてみよう。最初に、大岡川下流灌漑域において小川廃寺が7世紀前半に設立された。資料の乏しさから寺院の存在自体に疑問も残るが、表掲された素弁8葉軒丸瓦は近江でも最古の部類に入るものである。<sup>[3]</sup> さらに、猪子廃寺において単弁8葉軒丸瓦の細片が出土している。<sup>[4]</sup> これは、猪子廃寺が7世紀後半に設立された可能性を示し、創建に同様の瓦を用いた木流廃寺との関連が注目される。このように、大岡川下流灌漑域では、白鳳期に2つの寺が設立された可能性があるが、両者の関係は不明である。次に、愛知川右岸灌漑域に入る普光寺廃寺からは、7世紀中葉のものと思われる川原寺式複弁軒丸瓦が出土している。<sup>[5]</sup> 近江では、この瓦を持つ寺院は湖岸地域にとくに多くみられる。川原寺式軒丸瓦を持つ寺院設立の動きは広い範囲で捉える必要があるだろう。また、白鳳期の瓦片が、建部北町でも住居跡より出土しており、吉田井灌漑域の寺院もこの時期に設立された可能性がある。これにやや遅れて、7世紀後半には西ノ沢灌漑域に入る木流廃寺が設立されている。



第5図 神崎郡古代寺院軒丸瓦文様変遷図

また、1町半四方の推定寺域は、西ノ沢から流れ出た水路のまさに分岐地点に位置している。よって下流地域の山本遺跡や大郡遺跡、堂田遺跡など、遺跡の性格上地域の核となる遺跡群が出現していることを考えあわすと、寺院設立が分水の要地を選んで地域開発の象徴的意味を持つといえる。愛知井の分水地点に立地する畠田廃寺等にその類例を見出すことができる。さらに、木流廃寺の創建瓦は、<sup>引出</sup>山田寺式軒丸瓦の流れを組むもので、これは坂田郡三大寺廃寺や法勝寺廃寺、蒲生郡安養寺廃寺・犬上郡竹ヶ鼻廃寺や正法寺瓦窯で出土した瓦と類似している。この瓦の分布の中心にある勢力を介して中央勢力との強い結び付きを持つのかもしれない。以上みてきたように、7世紀前半に大同川下流灌漑域、7世紀中葉に愛知川右岸灌漑域と吉田井灌漑域、7世紀後半に西ノ沢灌漑域で、それぞれ寺院が設立された可能性がある。また、北接する愛知郡を中心に、蒲生・犬上郡などの山麓に広く分布する湖東式軒丸瓦は神崎郡においてみられないのも大きな特徴である。

#### 4. 奈良時代

奈良時代の前半には、扇端部湧水灌漑域の金堂廃寺と大同川下流灌漑域の法堂廃寺が設立されている。金堂廃寺は郡衙との関連が指摘される寺院で、寺域が1町四方にわたると推定されている。また、奈良時代後期以降の細弁12葉軒丸瓦は法堂廃寺と上日吉遺跡出土の瓦と共通するもので、他地域に類をみないものである。この時期には、各灌漑域に1つ以上の寺院が存在していたとおもわれる。大同川下流灌漑域において、小川・猪子・法堂の3つの寺院が同時に存在したかどうかは不明で、瓦の共有も多いことから、寺院の移動などを想定すべきかもしれない。また、当該灌漑域では平城京で見られるような中央とのつながりを示すような瓦は出土していないことも大きな特徴といえる。

#### 5. ま と め

以上の様に、神崎郡の古代寺院はまだわからない点が非常に多い。しかし、各灌漑域が独自性を持ちながらもある程度の交流を持っていた状況を見ることができた。その中でも、木流廃寺が西ノ沢グループの開発の契機となったことは、古代寺院の持つ政治性を象徴しているように思う。それぞれ独自性の強い5つの灌漑域（グループ）からなる神崎郡全体を1つにつなぐものは、残念ながら古代寺院からは見出せなかった。各寺院が寺域や建物配置などに階層性が見られる可能性もあり、今後の資料の増加を待ちたい。

(重岡 隆)

#### 註

- (1) 小笠原好彦ほか『近江の古代寺院』（近江の古代寺院を刊行する会 1989年）
- (2) 丸山竜平ほか『日吉・吉住池遺跡発掘調査報告書』（滋賀県教育委員会、財團法人滋賀県文化財保護協会 1984年）
- (3) 石田茂作「白鳳期寺院祉三題」（『考古学雑誌』第27巻10号）や、谷口 徹「彦根の古代寺院（…）」（『彦根城博物館研究紀要』2 1988年）における普光寺廃寺の研究などがある。
- (4) 松澤修氏のご教示による。

- (5) 前掲註(2) この中で丸山氏は吉住池に池堂のような施設を想定している。
- (6) この瓦は、現在拓影のみが知られている。なお、小川廃寺の存在には疑問も残る。  
近藤 滋『ほ場整備関連遺跡発掘報告書』Ⅶ-5（滋賀県教育委員会、財滋賀県文化財保護協会 1988年）参照
- (7) 前掲註(1)
- なお、能登川町域出土の軒丸瓦は、能登川町教育委員会 植田文雄氏の御好意により、実見させていただいた。
- (8) 前掲註(1)及び(3)
- (9) 松澤氏のご教示による。
- (10) 川原寺式軒丸瓦出土寺院の設立とその後の動向は、機会を改めて整理してみたい。
- (11) 林 純『木流遺跡発掘調査報告書Ⅰ』（五個荘町教育委員会 1984年）  
「木流・平阪遺跡」（五個荘町教育委員会 1985年）  
『法源寺北遺跡、木流遺跡（第二次）』（五個荘町教育委員会 1986年）
- (12) 林 純『五個荘町内遺跡分布調査報告書』（五個荘町教育委員会 1986年）

追記 能登川町教育委員会杉浦隆支氏の御教示によると、法堂廃寺の礎石周辺部において実施された調査によって新たに資料が得られており、その設立時期については再検討が必要なようである。

## 8. 郷（里）

『和名抄』には、神崎郡の郷名として高屋・神崎・駅家・神主・垣見・小社・小幡の7郷が記載されている。これらの郷の所在地については『大日本地名辞書』以来、古くから遺称地名・文献史料等を用い比定されてきた。ここでは郷の所在地に加え、そこに包括される集落遺跡を絡めて検討していきたいと思う。なお郷の所在地については、種々検討した結果、足利建亮のものが妥当と思われる所以それを使用することとし、集落遺跡については7世紀後半から9世紀のものを扱うこととした。以下各郷ごとに概要を述べる。

**高屋郷** 文亀2年（1502）『大安寺三綱僧領近江園神崎郡高屋郷柿御園惣莊絵図』より八日市市川合寺町・建部塙町以東の永源寺町を含む範囲を所在地としている。遺跡としては、発掘件数が少なく川合寺遺跡が知られるのみである。また八日市市神田町の御河辺神社は式内社川折御社に比定されている。

**神崎郷** 当郷は郡名と同じ名を持つため、郡衙所在地の五個荘町大郡神社付近に比定されたり、地名の読みより彦根市甲崎付近とされたりと、その所在地に関して最も論のある郷である。そこで足利は他の郷の所在を明白にした後に消去法により残った地域、つまり八日市市建部付近にその所在地を求めている。遺跡としては、7世紀～8世紀の豪族居館とも推定されている上日吉遺跡が知られている。また近年の調査により、付近一帯に当該期の集落遺跡が存在することが確認されている。

**駅家郷** 『延喜式』に東山道の駅家として清水駅が記載されており、駅間距離・遺称地名より五個荘町清水鼻付近に想定されている。郷名も示すように駅家郷もこの付近に所在することは明白である。遺跡は神崎郡衙とされる大郡遺跡をはじめ、堂口遺跡・北町屋遺跡・新堂遺跡・天保遺跡・山本遺跡など当該期の遺跡が密集しており、検出された建物遺構の数も多い。

**神主郷** 『東大寺三綱紀』に「神崎郡神主郷種村」とあり、能登川町種・神郷付近を所在地としている。また神郷に鎮座する乎加神社は式内社乎加神社に比定されている。遺跡としては2世紀から10世紀にかけての複合集落として知られる斗西・中沢遺跡をはじめ、法堂寺遺跡・横受遺跡が存在する。

**垣見郷** 能登川町垣見をもってその所在地とする。また、嘉吉元年（1441）『興福寺官務牒疎』には「悟巖寺 在神崎垣見郷 成仏教寺 在同郡郷猪子里」とあり、同町猪子付近もその範囲に含まれるものと思われる。当該期の遺跡検出数は少なく、小川の宮の前遺跡で7～8世紀の遺構が、猪子の西の浦遺跡で9世紀前半の遺構が検出されているのみである。

**小社郷** 慶永17年（1410）の永源寺文書中に「栗見本荘小社郷」とあり、彦根市本荘町付近に比定されている。当該期の遺跡としては、普光寺町に白鳳寺院の普光寺廃寺が知られるほか、前年度の調査により4世紀・6世紀・8世紀から9世紀にかけての集落遺跡である芝原遺跡の存在が明らかとなった。

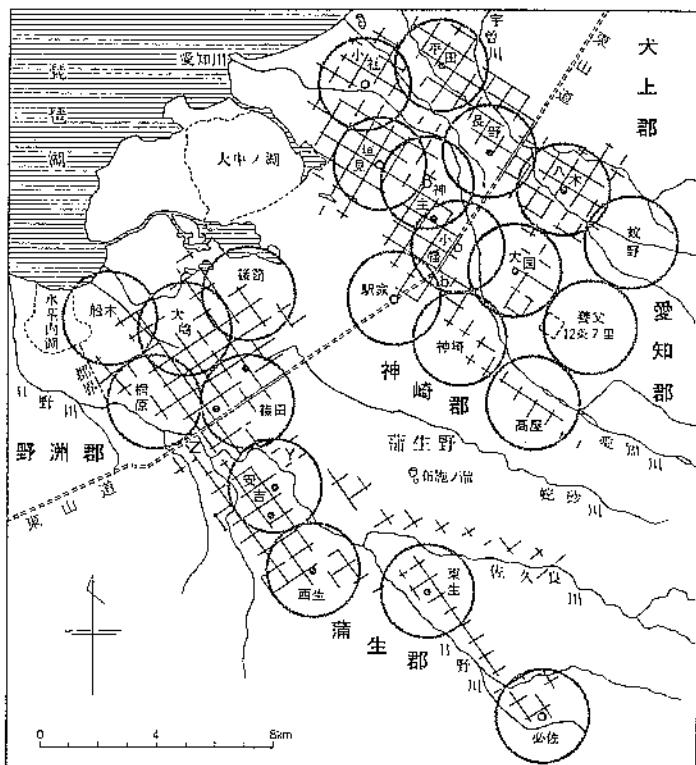
小幡郷 五個莊町小幡をもってその遺称地名とする。また同町築瀬にはいわゆる字歳ノ町が存在している。当該期の遺跡としては、築瀬遺跡・東宮莊遺跡・三俣遺跡等が知られている。

以上各郷についてみてきたが、郷の所在地の比定についてはどうしても遺称地名や中世以降の文献史料に頼らざるを得ない。また、集落遺跡についても地域によって発掘件数の多寡があり、すべての郷を均等に取り扱うには問題がある。しかし、遺跡からある程度の傾向は示せると思われるため、次に郷域との関係で検討してまとめにかえたい。

ここで郷域という言葉を使用し 第6図 愛知・神崎・蒲生3郡の条里と郷（足利論文より転載）<sup>12)</sup>たが、鬼頭清明は郷（里）の定義をあげ、次のように述べている。①五十戸…里を原則として編成される。②行政上人为的に作られる。③租税の收取単位。④領域をもっていたかどうかは疑わしい。これによると郷というものは、実際的には人民を掌握する最小単位であり、土地の掌握は行なっていない。つまり、郷などはありえないこととなるが、ここでは郷に属した人民（集落）の拡がりをもって仮に郷域という言葉を使用する。

足利建亮は、遺称地名・関係神社を中心として仮に半径15町（1635m）の円を描き、郷域の復元を試みている（図6）。この図では、遺称地名や関係神社を郷の中心としてよいものか問題はあるものの、ほぼ神崎郡全体をカバーすることができる。ここで注目すべき点は、駅家郷にある。駅家郷を示す円の西半分は蒲生郡に属する。これは機械的に円を描いたことから生ずることであるが、駅家郷に属していたと思われる集落遺跡をみると、他の郷の集落遺跡に比べかなり同時期の建物遺構が密集している。つまり建物遺構が多いということは、人口密度が高いということにつながってくる。郷（里）は基本的に五十戸一里をもって編成されるという限りでは、郷域は狭いものになって当然ということとなる。ただし、駅家郷はその郷域の中に郡衙・駅家を含むことから、狭い空間に人口が集中するという特殊要因を考える必要があるかもしれない。

共同研究の成果として、神崎郡における空間単位として水系毎における区分を行った。水田の灌漑系統と集落は密接不可分なものにあるため、水系を同じくする集落はひとつの共同体的領域を形成していたものと考えられる。そこで、この水系毎のユニットと郷域を照合してみると、吉住池灌漑域は神崎郷と小幡郷。西ノ沢灌漑域は駅家郷と小幡郷に分かれるというように必ずしも



一致していない（表3）。このように水系毎のユニットと郷域が一致しない理由も、まさしく郷が共同体的領域にかかわらず、五十戸一里を原則とするというまったく別の基準のもとに設定されたためといえる。

（内田保之）

註

- (1) 足利建亮「湖東平野の開発と条里をめぐる諸問題」（『日本古代地理研究』 1985年）
- (2) 鬼頭清明「郷・村・集落」（『国立歴史民俗博物館研究報告書』 22集 1989年）

## まとめにかえて

ここでは、個々の研究の成果を整理・確認しながら問題点を挙げて、将来に向けての展望を述べることで、まとめに変えたいと思う。

神崎郡地域は、吉住池から流れ出る大同川で結ばれたひとつの水利集団であると考えられていた。まず、この前提条件を確認するために水利復元とその検討をおこなった。その結果、予想に反して神崎郡という地域が、水利形態の分析から7つの灌漑域（グループ）に分かれることを見出した。このグループは、農耕に関してはそれぞれ独立性を持っていたと考えられ、現在神崎郡地域で捉えうる最少の単位集団とも言えるかもしれない。同時に、自然地形の制約を大きく受けとも言え、ある意味で、自然発生的な、あるいはその延長上にあるものといえるだろう。

これに対して、律令期の神崎郡地域をみる上で、行政区画として存在した郷と郷域を想定した。ここでは、自然地形にそった集団といえる水利集団を無視する形で郷が立地していることが確認できた。前代の水利を基幹とする集団関係は否定され、在地の集団関係を無視した形でのまとまりが新たに作られたのである。このような地域区分の変化は、神崎郡のみならず、全国的に見られるもので、律令国家のひとつの特徴といえるだろう。この変化後の地域の設定が、国家という上からのものであるのに対し、変化以前のものは、自然発生的な、いわば下からのものといえる。では、この変化はいつ、どのように起こったのかについて考えてみたい。

6世紀後半の古墳の様相を整理・検討した結果、水利グループに古墳（群集墳）の様相がほぼ重なることが確認できた。古墳の内容を見てみると、吉田井灌漑域に対応する建部古墳群は、階層的関係を反映して墓域や古墳の規模を変えている。これに対し、他の灌漑域（グループ）はそれぞれ個性を持つものの、グループ内での階層的関係は顕著ではない。この現象は、神崎郡地域全体で、建部古墳群を頂点とした階層的関係が、吉田井灌漑域の範囲を越えて広がる可能性を示唆する。こうしてみると、地域を統合する動きは、この段階で早くもその芽生えを見せる可能性はある。

集落からは、各集落の構成や規格性などから各グループの流通の核が見えてきた。大同川下流灌漑域で4世紀以降の流通の核であった中沢・斗西遺跡の内容が6世紀末以降を境に核の役割を失うという大きな変化がみられた。それと同時に吉田井灌漑域の各遺跡が、6世紀末から7世紀にかけて出現している。中でも、建部日吉遺跡の建物群が高度な規格性を持つなど神崎郡地域において傑出した内容を評価するなら、地域流通の核の役割をも担っている可能性がある。7世紀末になると、本流庵寺に代表される西ノ沢灌漑域の遺跡群が出現しており、遺跡の性格上これが地域の核となるものと判断できる。このように、グループ内あるいは神崎郡地域内の核が移動しているといえるかもしれない。鍛冶などの手工業生産をもつ遺跡の動向からも、集落の動向に矛盾なく、地域の流通や経済的核を明らかにできた。しかし、その核が統合する範囲については、明らかにすることができなかったのが現状である。

神崎の小地域ごとの状況

|                  |              |        |        |        |                   |            |            |            |            |
|------------------|--------------|--------|--------|--------|-------------------|------------|------------|------------|------------|
| 水利地域             | 扇状地          | 扇状地    | 吉田井    | 吉田井    | 吉住池               | 西ノ沢        | 扇端部海水      | 大同川下流      | 愛知川右岸      |
| 地形条件             | 扇状地          | 扇状地    | 扇状地    | 扇状地    | 扇状地               | 扇端部        | 扇端部        | 大同川下流      | 愛知川右岸      |
| 遺跡名              | なし           | 上日吉    | 木流     | 平坂     | 川本                | 北町屋        | 正源寺        | 中沢         | 芝原 普光寺     |
| 主な集落遺跡<br>建築群の年代 | 川合寺<br>6世紀以降 | 建部     | 法源寺北   | 大郡     | 堂田                | 新掌         | 普覺寺        | 小川         | 芝原 普光寺     |
| 建物群の種別           | B類（上日吉）      | B類     | 6世紀前半  | 7世紀後半  | 6世紀               | 7世紀後半      | A類 - B類    | 4世紀以降      | 4世紀以降      |
| 建物群の方位           | 北            | 北      | B類     | 北      | 北、非条里             | 北一条里       | A類 - B類    | A類 - B類    | A類 - B類    |
| 建物の特徴            | 上吉吉=豪族居館     | 8、9の掘立 | 8に大型建物 | 8cの掘立  | 8cに大型建物           | 8cの掘立      | 大型建物       | 6cに掘立      | 大型建物       |
| 古式古墳             | 造跡名なし        | なし     | なし     | なし     | なし                | なし         | 亀塚など       | 普光寺小古墳     | 普光寺小古墳     |
| 後期古墳             | 池田・妙法寺       | 建部     | 伊野部    | 百々矢    | 五個莊               | 猪ノ子山       | 猪ノ子山       | 荒神山        | 荒神山        |
| 後期古墳の特徴          | 単独 大型        | 大岩山タイプ | 単独     | 単独     | 散在的 個性的<br>陶棺（丸山） | 等質的<br>等質的 | 等質的<br>等質的 | 等質的<br>等質的 | 等質的<br>等質的 |
| 古代寺院             | 軒瓦           | (建部?)  | なし     | 木流     | 金堂                | 小川 猪子法堂    | 普光寺        | 单介8葉       | 单介8葉       |
| 古代寺院の年代          | 川原寺式?        | 川原寺式?  | 川原寺式?  | 単弁8葉   | 詳細不明              | 素弁8葉       | 7世紀前半?     | 7世紀中葉      | 7世紀前半?     |
| 鍛冶生産             | 未確認          | 未確認    | 未確認    | あり(8c) | 未確認               | あり(6c)     | あり(6c)     | あり(4c)     | あり(4c)     |
| 郷域               | 高屋           | 神崎     | 小幡     | 駅家     | 小幡                | 駅家         | 神主         | 頃見         | 小姓         |

古代寺院からは、その分布は各灌漑域に 1 カ寺と言うよりは、一郷一寺に近い様相を呈しているといえた。その中で、西ノ沢灌漑域の木流廢寺が地域開発の象徴的意味を持つと同時に、そこに中央権力とのつながりを見出すことができた。

以上のように、各分野の研究の結果、資料数の制約などもあって、残念ながら統合から分割への分岐点を明らかにすることはできず、また地域構造の変化も具体的に捉えることはできなかつた。しかし、そのヒントは得られたと思う。それはまず、水利慣行の改変が 7 世紀に起こっている可能性が高いことである。新しい技術による開発形態が必要となる西ノ沢灌漑域が本格的な展開を示すのが 7 世紀後半であり、それは、芝原遺跡や斗西遺跡の 7 世紀前半代における水路の廃絶と軋を一にしているといえそうである。従来の水路が廃絶し、この時期に、各グループ間の利害関係を調整しうる上部組織の存在も想定できるかもしれない。また、7 世紀にそれまで地域の核となっていない扇端部湧水グループに須恵器窯があらわれることは、中央権力による地域支配の手段として、グループ間の力関係を意識的に改変し、旧来の関係を打破しようとしたことの現れなのかもしれない。いずれも推測の域を出るものではないが、6 ~ 7 世紀に漸移的な段階的転換が起こったことを示しているようである。さらに、扇端部湧水灌漑域や吉田井灌漑域など、土地条件に恵まれない地域においても 6 世紀代には集落が出現している。これは、同様の条件にある県内の他地域の例よりも早く、この段階に扇状地への開発が開始された可能性があり、ここでも従来の集団関係に変化があったと予想される。これが今後の資料の増加によって裏打ちできれば、地域構造の大きな変化を明らかにできるかもしれない。水利と言う新たな視点を加えた今回の共同研究によって、社会構造の変化にも迫れる可能性を見出せたことが、最大の成果であったと思う。皆様のご教示・御鞭撻をお願いしたい。

## 編集後記

昨夏は、暑い暑い日々が続きに続き、琵琶湖の水位は史上最低値を更新し続けました。その結果、湖岸のここかしこでは普段は目にすることの出来ない湖底遺跡の一画が姿を現わすことになりました。そして、明けて1月17日午前5時46分の悪夢の始まり。大自然の営為の前で、人間の無力を感じ続けた一年でした。被災者の方々には、衷心よりお見舞い申し上げます。さて、本号も多くの論考を掲載することが出来ました。つきましては、多くの方々からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。

平成7年3月

## 紀要 第8号

編集・発行 財團法人 滋賀県文化財保護協会  
大津市湖南南大萱町1732-2  
Tel (0775) 48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社  
大津市札の辻4-20  
Tel (0775) 23-2580 Fax (0775) 24-6668